

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年1月14日（令和6年（行情）諮詢第1251号）

答申日：令和7年2月17日（令和6年度（行情）答申第926号）

事件名：行政文書ファイル「平成21年法令 安全確保訓令及び実施通知一部改正」につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる16文書（以下、順に「文書1」ないし「文書16」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年5月10日付け防官文第268号及び令和6年7月18日付け同第16727号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 原処分1について（審査請求書1）

電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在するのであれば、それについても特定を求めるものである。

##### (2) 原処分2について（審査請求書2）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引き」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書の電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

### 第3 質問の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年5月10日付け防官文第268号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年7月18日付け防官文第16727号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書2から文書16までについて、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件質問に当たっては、それらの審査請求を併合し質問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への質問を行うまでに約5年5か月をしているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応していたことから、本件質問を行うまでに長期間を要したものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1ないし別表8のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

（1）審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、

本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

- (2) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分2において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (4) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項に当たらない。
- (5) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月14日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月2日 審議
- ④ 令和7年2月10日 本件対象文書の見分及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諒問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諒問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諒問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諒

問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成31年4月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編）において保有する行政文書ファイル「平成21年法令 安全確保訓令及び実施通知一部改正」（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書の全ての開示を求めるものであったことから、開示請求時（平成31年3月11日受付）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（1）イの保管状況及び上記（1）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 起案者、決裁者及び担当者の職員の氏名並びに職名等について

別表1ないし別表8のそれぞれ通番1に掲げる不開示部分には、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成31年4月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編）等の担当者、起案者、決裁者その他本件実施通知の改正の省内関係者の氏名、職名及び個人の印影等が記載されていると認められる。

ア 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を開示すると、本件については、特定部署内の職員を対象

とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの諮詢庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 内線番号、FAX番号及びメールアドレス等について

別表1ないし別表8のそれぞれ通番2に掲げる不開示部分には、内線番号、FAX番号及びメールアドレス等が記載されていると認められる。

当該部分は、一般に公開されていない情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

行政文書ファイル（平成21年法令 安全確保訓令及び実施通知一部改正）につづられた文書の全て

### 2 本件対象文書

文書1 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正について（通知）（官文第3672号。22.3.29）（浄書のみ。）

文書2 平成20年度定期防衛監察の結果について（概要）（平成21年11月11日。防衛省防衛監察本部）

文書3 平成20年度定期防衛監察の結果について（平成21年11月11日。防衛省防衛監察本部）

文書4 平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第6号。平成21年12月21日）

文書5 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（通知）（官文第6318号。18.6.30）（官文第5575号。20.4.30改正版）

文書6 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正について（通知）<20年度定期防衛監察結果を受けての業務改善>

文書7 「防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（通知）」の一部改正について（22.2.25。官房文書課（情・個室））

文書8 メール【再送】【意見照会事務レベル】防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正について

文書9 「防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（通知）」の一部改正について（案）について（照会）（事務連絡。22.3.17）

文書10 メール【意見照会】防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正について

文書11 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正に関する各機関からの意見等への回答

文書12 各機関等からの意見等及び意見に対する回答

文書13 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（通知）の一部改正について（案）（22.3.25。官房文書課（情・個室））

文書14 文書審査に係る調整

文書15 メール【お知らせ】防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正について

文書16 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正について（通知）（原議書）

別表1（文書8 メール【再送】【意見照会事務レベル】防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正について）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目の一部（内線番号及びメールアドレスを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	2枚目の一部（内線番号を除く。）	
2	1枚目及2枚目のそれぞれの内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	1枚目のメールアドレス	

別表2（文書9 「防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（通知）の一部改正について（案）」について（照会）（事務連絡。22.3.17））

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目の一部（内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

2	1枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
---	----------	--

別表3（文書10 メール【意見照会】防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正について）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目及び29枚目のそれぞれ一部（内線番号及びメールアドレスを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	2枚目及び3枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）	
	30枚目の一部	
2	1枚目から3枚目まで及び29枚目のそれぞれの内線番号並びに1枚目及び29枚目のそれぞれのメールアドレス	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表4（文書11 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正に関する各機関からの意見等への回答）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目、3枚目、6枚目、9枚目、12枚目、16枚目、18枚目、20枚目、22枚	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、

	<p>目、40枚目及び44枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）</p> <p>24枚目及び60枚目のそれぞれ一部（メールアドレスを除く。）</p> <p>25枚目、34枚目、45枚目、49枚目から52枚目まで、57枚目、58枚目、62枚目及び64枚目のそれぞれ一部（内線番号及びメールアドレスを除く。）</p> <p>35枚目及び41枚目の一部</p> <p>39枚目、61枚目及び65枚目から68枚目までのそれぞれ一部（内線番号、FAX番号及びメールアドレスを除く。）</p> <p>54枚目の一部（内線番号、直通電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除く。）</p>	<p>国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
2	<p>1枚目、3枚目、6枚目、9枚目、12枚目、16枚目、18枚目、20枚目、22枚目、25枚目、34枚目、39枚目、40枚目、44枚目、45枚目、49枚目から52枚目まで、54枚目、57枚目、58枚目、61枚目、62枚目及び64枚目から68枚目までのそれぞれの内線番号</p> <p>24枚目、25枚目、34枚目、39枚目、45枚目、49枚目から52枚目まで、54枚目、57枚目、58枚目、60枚目から62枚目ま</p>	<p>国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>

	で及び64枚目から68枚目までのそれぞれのメールアドレス	
	39枚目、54枚目、61枚目及び65枚目から68枚目までのそれぞれのFAX番号	
	54枚目の直通電話番号	

別表5（文書12 各機関等からの意見等及び意見に対する回答）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	6枚目、8枚目、14枚目、17枚目、23枚目、26枚目、27枚目、33枚目、35枚目、37枚目、40枚目から42枚目まで、45枚目、47枚目から49枚目まで、52枚目、54枚目、57枚目、59枚目及び63枚目のそれぞれ一部（内線番号及びメールアドレスを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	7枚目、9枚目、11枚目、12枚目、19枚目、22枚目、29枚目、39枚目及び55枚目のそれぞれ一部（内線番号、FAX番号及びメールアドレスを除く。）	
	13枚目、16枚目、18枚目、21枚目、32枚目、56枚目及び64枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）	
	20枚目の一部（内線番号及びFAX番号を除く。）	
	31枚目、43枚目及び51枚目のそれぞれ一部（メールアドレスを除く。）	
	61枚目の一部（FAX番号	

	及びメールアドレスを除く。)	
2	6枚目から9枚目まで、11枚目から14枚目まで、16枚目から23枚目まで、26枚目、27枚目、29枚目、32枚目、33枚目、35枚目、37枚目、39枚目から42枚目まで、45枚目、47枚目から49枚目まで、52枚目、54枚目から57枚目まで、59枚目、63枚目及び64枚目のそれぞれの内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	6枚目から9枚目まで、11枚目、12枚目、14枚目、17枚目、19枚目、22枚目、23枚目、26枚目、27枚目、29枚目、31枚目、33枚目、35枚目、37枚目、39枚目から43枚目まで、45枚目、47枚目から49枚目まで、51枚目、52枚目、54枚目、55枚目、57枚目、59枚目、61枚目及び63枚目のそれぞれのメールアドレス	
	7枚目、9枚目、11枚目、12枚目、19枚目、20枚目、22枚目、29枚目、39枚目、55枚目及び61枚目のそれぞれのFAX番号	

別表6（文書14 文書審査に係る調整）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目、10枚目、21枚目、41枚目、72枚目、7	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利

	<p>9枚目、80枚目及び87枚目から89枚目までのそれ一部</p> <p>11枚目、13枚目、22枚目、40枚目、42枚目、61枚目、62枚目、64枚目及び90枚目のそれ一部 (内線番号、FAX番号及びメールアドレスを除く。)</p> <p>39枚目の一部(内線番号及びメールアドレスを除く。)</p> <p>63枚目の一部(内線番号を除く。)</p>	益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2	11枚目、13枚目、22枚目、39枚目、40枚目、42枚目、61枚目から64枚目まで及び90枚目のそれの内線番号	国が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	11枚目、13枚目、22枚目、39枚目、40枚目、42枚目、61枚目、62枚目、64枚目及び90枚目のそれのメールアドレス	
	11枚目、13枚目、22枚目、40枚目、42枚目、61枚目、62枚目、64枚目及び90枚目のそれのFAX番号	

別表7（文書15 メール【お知らせ】防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正について）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目の一部(内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、
	2枚目の一部(内線番号及びメールアドレスを除く。)	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることによ

		り、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2	1枚目及び2枚目のそれぞれの内線番号	国が機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
	2枚目のメールアドレス	

別表8（文書16 防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施についての一部改正について（通知）（原議書））

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目のおも（内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国が機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2	1枚目の内線番号	国が機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。